

練馬区におけるアレルギー対応の基本的な考え方（抜粋）

練馬区教育委員会

1 アレルギー疾患問診票

アレルギー対応にあたっては、アレルギー疾患がある児童・生徒の情報を漏らさないために、毎年「アレルギー疾患問診票」を全保護者に配付し、アレルギー疾患の状況を把握します。

2 学校生活管理指導表（下記※参照）

学校管理下で責任を持った対応をするため、保護者や児童・生徒の判断や希望に基づくアレルギー疾患の申出ではなく、必ず医師からアレルギーであることの確定診断を受け、アレルギー原因物質を特定してもらう必要があります。

そのため、学校におけるアレルギー疾患の対応は、原則として医師の診断と指示による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」（※印参照。以下、「学校生活管理指導表」という。）の提出をもって行います。

3 食物アレルギーの対応

食物アレルギーの対応は、調理室の現状や児童・生徒の実態(重症度や原因食材の数、対応人数等)に応じて安全に提供ができる範囲内で行います。ただし、作業工程や施設の対応能力を超える場合、また除去が困難な場合などは弁当持参によることとします。

※ 学校生活管理指導表とは

医師が作成した診断書に代わるものであり、学校管理下において安全で適正な生活を送っていく上で、児童・生徒、保護者、教職員が共通の認識に立って取り組んでいくために必要となるものです。

これの提出がない場合、学校管理下において配慮・対応を行うことができません。問診調査の結果に基づき、学校管理下で配慮が必要となる場合、後日書式をお渡しします。

ただし、医療機関において、文書料（診断書料）が保護者負担 となりますので、あらかじめご了承ください。

医師の診断書は、社会通念上の有効期限が1年間となります。よって、毎年度、学校管理下で配慮が必要な場合は、学校生活管理指導表も毎年度提出していただく必要があります。